



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 天達共和及び知財部ニュース速報	2
➤ 天達共和法律事務所が「2025年度 LEGALBAND BOB 中国法律事務所30強」に再選出	
➤ 天達共和のパートナーの劉徳旺弁護士が IPR Daily「2025年50歳未満の精英知的財産権弁護士50人」の最終候補80人に選出	
◆ 最新の知財動向	4
➤ 国家知識産権局が専利及び商標の代理機関の全面的な自己点検・是正活動を展開	
➤ 国家知識産権局が「専利審査ガイドライン」を改訂、2026年1月1日より施行	
➤ 国家知識産権局が「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠出願ガイドライン」を発表	
◆ 代表事例速報	8
➤ 上海知財法院が商標「龙角散」に関する商標権侵害・不正競争事件について終審判決	
➤ 成都中級人民法院が人工知能(AI)生成画像に関する著作権侵害紛争の典型事例を公表	
◆ TOPICS	12
➤ 中国医薬業界における知的財産権保護体系の発展と企業のリスク予防・管理体制の構築	

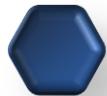
天達共和及び知財部ニュース速報

天達共和法律事務所が 「2025 年度 LEGALBAND BOB 中国法律事務所 30 強」に再選出

2025 年 12 月 2 日、法律専門メディアである LEGALBAND は、「2025 年度 LEGALBAND BOB 中国法律事務所 30 強」ランキングを発表しました。天達共和法律事務所は、卓越した業務実績と優れたクライアント評価により、この 30 強の一つに再び選出されました。

本ランキングは、LEGALBAND の「Best of Best(中国語: 至臻榜)」シリーズの年間表彰であり、調査チームが顧客のフィードバック、市場の評価、その他の調査資料などの情報に基づき、独立した調査を行った上で最終的に受賞事務所を選定しています。





天達共和のパートナーの劉德旺弁護士が

IPR Daily「2025 年 50 歳未満の精英知的財産権弁護士 50 人」の最終候補 80 人に選出

このほど、IPR Daily と中策知的財産研究院が共同で実施した「中国 50 歳未満の精英知的財産弁護士 50 人」(U50)の最終候補が正式に発表されました。各機関からの推薦、予備審査、専門家の評価を経て、合計 80 名の弁護士が選出され、天達共和法律事務所のパートナーである劉德旺弁護士が、卓越した実績と優れた顧客評価により、この最終候補に名を連ねました。



IPR Daily は中策知的財産研究院と共に、優れた知的財産弁護士を継続的に発掘し、より多くの若手法律人材が挑戦と機会に満ちた本分野に参入することを促すため、3 年連続で「中国 50 歳未満知的財産精英弁護士 50 人」を選出しています。



国家知識産権局が

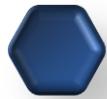
専利及び商標の代理機関の全面的な自己点検・是正活動を展開

2025年12月11日、国家知的財産権局弁公室は、業界の特別取締要求を実行し、知的財産権代理業界の健全で秩序ある発展を推進することを目的として、「専利及び商標の代理機構の自己点検・是正の実施に関する通知」を公布した。今回の自己点検・是正是、全国のすべての専利及び商標の代理機構及び関連法律事務所を対象とする。

本通知では、各機構に対し、以下の8つの中核的事項を中心に、徹底した点検を行うよう求めている。

- (1) **営業許可および登録要件を満たしていない状況。** 営業許可および登録要件の適合状況を確認し、機構および関係者の情報が真実・正確であり、かつ適時に更新されていることを確保すること。
- (2) **専利代理師の「名義貸し」行為。** 専利代理師資格のいわゆる「名義貸し」を重点的に是正すること。
- (3) **専利代理人の署名責任の不履行。** 専利代理人の署名責任が厳格に履行されているかを確認し、代理署名・偽署名を根絶すること。
- (4) **代理資格賃貸・貸与行為。** 営業許可証の賃貸・貸与や「加盟」形式による虚偽の支所設立などの行為の有無を調査すること。
- (5) **非正常な専利出願行為の代理。** 専利出願の捏造や売買など、イノベーション保護を目的としない行為を代理していないか自己点検すること。
- (6) **悪意のある商標出願等の行為。** 悪意による商標の不正取得・買い占め、または悪影響をもたらす商標の登録代理に関与していないかを調査すること。
- (7) **不正行為。** 代理業務において、書類・公印・署名の偽造などの違法行為が存在しないかを調査すること。
- (8) **不正な手段による業務勧誘行為。** 政府機関の名義を不正に使用するなど、不当な手段で顧客を勧誘していないかを確認すること。

通知では、各省級知識産権局が、厳格に実施を行うべきであり、関係機構が期限内に是正を



行うべきであり、是正が不十分、形式的な対応、または是正を拒否する機関及び関係者については、重点的な監督対象とし、法に基づき面談指導、是正命令、立件調査から、最終的には資格の取消・剥奪に至るまでの厳正な措置を講じることが明記されている。

出典：国家知識産権局

国家知識産権局が「専利審査指南」を改正、2026年1月1日より施行

このほど、国家知識産権局は「『専利審査指南』改正の決定（局令第84号）」を発表し、改正された「専利審査指南」は、2026年1月1日より施行される。

今回の改正は、ニーズ志向の考え方を堅持し、新分野・新業態における専利審査基準の整備に重点を置き、審査実務において早急に解決が求められ、かつ意見が比較的成熟・一致している内容について改善を行った。

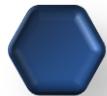
（一）新分野・新業態における保護制度を充実させ、産業のイノベーションをさらに促進

第一に、植物品種の定義を明確にし、専利対象の範囲を拡大し、植物新品種制度との合理的かつ有効な連携を確立することで、種業における知的財産権保護を強化する。第二に、人工知能倫理に関する考慮と判断を追加する。進歩性審査の例を示し、出願書類の作成要件を明確化し、AI技術の発展ニーズに対応する。第三に、ビットストリーム専利出願審査に関する専門的な規定を追加する。専利権付与が可能な状況を明確化し、ストリーミング産業の急速な発展という新たな状況に対応する。

（二）審査実務における喫緊の課題に対応するための審査基準・規則の最適化

第一に、同日出願の取り扱い方法を改善する。実用新案権を放棄することでのみ発明専利権が付与されることとし、立法の本旨に立ち返る。第二に、進歩性条項の法的意義および本質的要件に基づき、請求項において技術的課題の解決に寄与しない特徴は、通常、技術方案に進歩性をもたらさないことを明確にし、審査効率の向上と専利出願の質の向上を図る。第三に、請求人の真意でない場合の無効宣告請求は受理せず、悪意ある無効宣告請求行為を規制する。

（三）審査実務における成熟した運用を制度化し、イノベーション主体へより良いサービスを提



供

第一に、ニーズに応じた審査の理念および迅速審査に関する規定を明確化し、イノベーション主体の実際のニーズに対応する。第二に、分割出願について優先権が主張されない場合の審査ルールを明確化し、分割出願人の優先権主張の権利を保障する。第三に、優先権譲渡証明書類の提出要件を明確化し、出願人が審査基準をより容易に理解できるようにする。

なお、国家知識産権局は2025年版「専利審査指南」の改正内容の解説も公表している。

出典：国家知識産権局

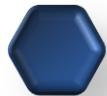


国家知識産権局が

「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠出願ガイドライン」を発表

2025年12月5日、国家知識産権局は「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠出願ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を発表した。「第十四次五カ年計画」における国家知的財産権保護・活用計画の各任務の実施を深く推進し、知的財産権に関する法律・政策体系を整備するとともに、イノベーション主体がグラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠出願制度を正確に理解・活用できるよう指導し、出願人の専利出願の質を向上させ、専利事業の高





品質な発展を促進するため、国家知識産権局は「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠出願ガイドライン」を作成した。

「ガイドライン」は全 4 章で構成され、主な内容は以下の通りである。

(1) **専利権付与の一般要件**: 本章では、グラフィカルユーザーインターフェース(GUI)意匠権を付与する一般要件を明確化する。即ち、(GUI それ自体ではなく) 製品を媒体として保護することと、新しいデザインであること、人と機械のインタラクションに関連すること、相対的に独立した領域を形成し、かつ相対的に完全な設計単位を構成すること、ゲームインターフェースであってはならないことが求められる。

(2) **出願書類の要件**: 本章では、意匠を使用する製品の名称、図面の提出、簡単な説明の要件について詳細に規定している。製品全体の意匠として出願する場合と、部分意匠として出願する場合を区別し、デザインの要点が GUI に限られる場合、出願人は部分意匠として出願することができる。

(3) **一件として出願できる状況**: 本章では、单一インターフェースの製品意匠において、機能・設計上ある程度関連する複数の機能区画が含まれる場合、それを一件の意匠として出願できることを明確にしている。動的インターフェース、垂直インターフェース、平行インターフェース、混合インターフェースなどの多機能インターフェースが併合出願できるかどうかは、論理的関係が明確であるかどうかを考慮する必要がある。1 つの製品における複数項目の類似意匠については、「各意匠に係る製品が同一製品であること」とび「複数意匠のうち、他の意匠が基本意匠と類似する意匠であること」という要件を満たす場合に併合出願が可能である。

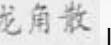
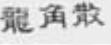
(4) **注意事項**: 本章では、多くの注意事項を列挙している。具体的には、表示内容となる画面の適切な表示、地図の適正な表示、特殊標章の合法かつ適切な使用、ならびに他人がオンライン上で既に取得している合法的な権利との抵触を回避することが含まれる。

出典: 国家知識産権局

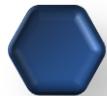


上海知財法院が 商標「龍角散」に関する商標権侵害・不正競争事件について終審判決

このほど、上海知識産権法院（以下「上海知財法院」という）は、上訴人である杭州禾璽实业有限公司（以下「禾璽公司」という）と、被上訴人である株式会社龍角散、福建省晋江市真口味食品有限公司（以下「真口味公司」という）、原審被告である上海市浦東新区航頭鎮道忠コンビニエンスストア（以下「道忠コンビニエンスストア」という）との商標権侵害および不正競争に関する上訴事件について、原判決を維持する終審判決を言い渡した。

株式会社龍角散は1928年に日本で設立された、喉の健康に特化した製薬会社であり、主な製品には咽喉薬やのど飴などがある。また、「龍角散」は日本で広く知られる家庭用薬のブランドでもある。1997年8月28日、株式会社龍角散は中国において、第1090265号「」商標および第1090266号「」商標の登録査定を受け、いずれも第30類の砂糖、キャンディー等の商品を指定商品とした。株式会社龍角散の「龍角散」漢方薬のど飴シリーズは2011年より発売されたが、当初は海外購入や越境代行購入などの形で中国市場に流入し、その後、天猫(Tmall)、京東(JD.com)などの電子商取引プラットフォームでも販売されるようになった。

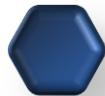
株式会社龍角散は、道忠コンビニエンスストアが許諾を得ることなく、同社商標に類似する「龍の散」という表示を付したキャンディーを販売し、かつ商品ラベルおよびレシート上に「龍角散」商標を使用する行為や、禾璽公司および真口味公司が許諾を得ずに当該キャンディーを製造・販売する行為は、いずれも商標権侵害に該当し、道忠コンビニエンスストア、禾璽公司および真口味公司による、株式会社龍角散の一定の影響力を有する商品包装・外装デザインと高度に類似する包装・外装デザインを無断で使用する行為は、不正競争行為に該当すると主張した。このため、株式会社龍角散は法院に提訴し、道忠コンビニエンスストア、禾璽公司および真口味公司に対し、商標権侵害および不正競争行為の即時停止、連帯して経済的損失および合理的費用を合計50万元賠償すること、ならびに影響を除去するための声明を掲載することを求めた。



第一審法院は審理の結果、下記のように認定した。即ち、被疑侵害品である「龍の散」のど飴は、株式会社龍角散の登録商標「**龙角散**」および「**龍角散**」の指定使用商品が同一であり、また「龍の散」はこれら二つの登録商標と類似し、関連する公衆に混同・誤認を生じさせやすく、禾璽公司および真口味公司が共同で当該のど飴を製造・販売する行為は、商標権侵害に該当する。また、道忠コンビニエンスストアが当該侵害商品を販売し、商品ラベルおよびレシートにおいて「龙角散」商標を使用する行為も、商標権侵害に該当する。さらに、株式会社龍角散の「龍角散」漢方薬のど飴シリーズ商品の包装・外装デザインは、「一定の影響力を有する商品・外装デザイン」に該当し、かつ、被疑侵害品である「龍の散」のど飴の包装・外装デザインと、全体的な構成・レイアウト、色彩の選択および配色、文字の大きさ、書体および内容などにおいて同一又は類似するため、消費者に混同を生じさせやすい。禾璽公司および真口味公司が「龍の散」のど飴を製造・販売する行為は、他人の一定の影響力を有する商品・外装デザインに類似する外装デザインを無断で使用する行為に該当し、不正競争を構成する。

以上を踏まえ、第一審法院は、禾璽公司および真口味公司に対し、商標権侵害および不正競争行為を直ちに停止すること、連帶して株式会社龍角散に対し経済的損失および合理的費用として合計 20 万元を賠償すること、影響を除去するための声明を掲載することを命じた。また、道忠コンビニエンスストアに対しては、株式会社龍角散に対し経済的損失および合理的費用として合計 2,500 元を賠償するよう命じた。禾璽公司は第一審判決を不服とし、第一審判決で認定された賠償額が過大であることなどを理由に、上海知財法院に上訴した。

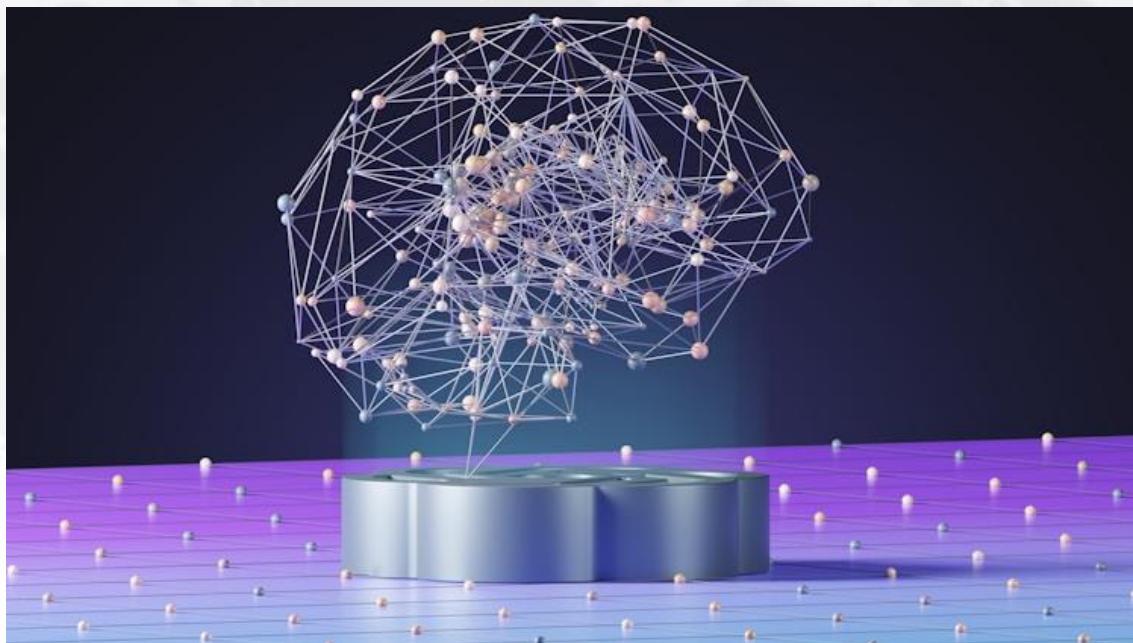
上海知財法院は審理の結果、下記のように認定した。即ち、株式会社龍角散ののど飴商品は、2018 年に上訴人が被疑侵害品を製造・販売する前に、中国国内で高い知名度を有していた。禾璽公司は株式会社龍角散の同業者として、株式会社龍角散の名高い本件商標およびのど飴商品の包装を知っているはずであるにもかかわらず、商標を出願したり、商品包装を設計したりする際、合理的な回避措置を講じせず、株式会社龍角散の本件商標に類似する標章を商標として出願し、のど飴商品の包装に類似する外装デザインを意匠登録出願し、かつ商標の登録が承認されたり、意匠権が付与されたりする前に関連標章および商品包装を使用して被疑侵害品を製造・販売し、この行為には、株式会社龍角散の商標および商品包装の知名度に便乗する主観的故意がある。第一審法院は、株式会社龍角散の商品の高い知名度、禾璽公司及び



真口味公司に一定の主觀的故意があつたこと、両社が実施した侵害行為とその結果、並びに権利者が本件侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用などを総合的に考慮した上、判定した賠償額は不当ではない。

以上を踏まえ、上海知財法院は上訴を棄却し、原判決を維持する終審判決を下した。

出典：上海知財法院

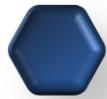


成都中級人民法院が 人工知能(AI)生成画像に関する著作権侵害紛争の典型事例を公表

事件の経緯

原告曹某はデジタルアートクリエイターであり、「即梦 AI」というアプリケーションを利用し、「中国」「国風」「祭り」「提灯」といったキーワードを入力し、何度も調整を加えたうえで一枚の美術画像を生成した。その後、同画像を「CS007 提灯」の名称で著作権登録した。2025年1月、曹某は某観光学院が公式認証の WeChat 公式アカウントにおける「某観光学院同窓会」で投稿した記事において、当該画像が無断で使用されていることを発見した。よって、曹某は直ちに法院に提訴し、当該観光学院に対し、侵害行為の停止、著作物の削除、並びに経済的損失及び権利保護のための合理的な支出身計 1 万元の賠償を求めて訴訟を提起した。これに対し、観光学院側は、係争画像は人工知能によって生成されたものであり、著作権法で求められる独創性を有





さす、法的に保護される著作物ではなく、自らの使用行為は著作権者が許可する非営利目的の使用に該当すると抗弁した。法院は審理の結果、下記のように認定した。即ち、係争画像は確かに人工知能ツールを用いて生成されたものである。曹某はキーワードの初期設定や調整を行ったものの、当該画像の線、色彩、構図など具体的な表現要素に対して、自らの個性ある選択や独創的判断を反映した知的創作を行ったことを立証する証拠は提出されなかった。

裁判結果

法院は、以下のように認定した。即ち、著作権法が保護するのは独創性を有する知的成果である。本件では、曹某が人工知能を用いて画像を生成する過程において、主な貢献は基礎的かつ一般的な指示語(キーワード)の提供にとどまり、最終的な画面の形成において創作者の個性や創造性を示す十分な実質的知的投入はなかった。そのため、生成された内容は著作権法上の著作物としての独創性要件を満たさない。したがって、係争画像は著作権法上の美術著作物として保護されない。上記を踏まえ、法院は曹某の全訴えを棄却した。一審判決後、双方当事者はいずれも上訴せず、判決はすでに法的効力を生じている。

典型的意義

本件は、人工知能(AI)生成コンテンツが著作権で保護されるかどうかを判断する基準を明確に示した典型的な事例である。生成AI技術の普及に伴い、関連成果物の法的属性は司法により明確化されることが急務となっている。本件では、独創性の判断基準が創作ツールの変化によって低くなることはなく、AIを用いて生成された内容には、使用者による十分な知的投入と創造的表現が反映されなければならず、単なるランダムな結果の選別だけでは著作権の保護対象とならないことが示された。法院は、創作者がプロンプトを具体的に設計したか、パラメータを目的に応じて調整したか、生成結果に対して実質的な制御を有するかを審査することで、AI支援による創作と機械による自動生成の境界を明確化した。本件は「知的投入と個性の表現」という審査基準を確立し、類似する紛争に対する実務上の指針を提供するとともに、技術発展が著作権制度にもたらす課題に効果的に対応する。また、AI技術の適正利用を促し、社会全体が新技術を正しく活用して創作することを導く上で重要な指導的意義を持ち、イノベーションを奨励することと公共の知識資源を保護することとの間でバランスをとる司法の知恵を反映している。





中国医薬業界における 知的財産権保護体系の発展と企業のリスク予防・管理体制の構築

本稿は、中国の医薬知的財産権保護に関する立法の変遷を簡潔に紹介するとともに、医薬知的財産権の全プロセスにわたるリスク管理システムの改善について提案を行い、医薬企業の知的財産権保護理解の参考にすることを目的とする。

一、中国医薬知的財産権法体系の発展経緯

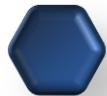
1. 萌芽期(1980～1992年)

1984年の「専利法」では、医薬品は専利保護の対象外とされ、医薬品の製造方法のみが保護対象となった。1992年に「医薬品行政保護条例」が公布され、外国の医薬品に7年半の市場独占権が与えられた。

2. 國際的な慣例に従う段階(1993-2008年)：1993年に法改正により医薬品の化合物専利を承認した。2001年に未開示データ保護制度を導入した。2002年「医薬品登録管理弁法」で後発医薬品に専利状況の申告を義務付け、専利リンク制度の雛形を構築した。

3. 強化期(2009-2020年)：2008年にBolar例外規定を導入した。2020年の「専利法」改正により、専利リンク制度および医薬品専利期間補償が正式に確立され、高い国際基準と全面的に一致するようになった。





4. 発展期(2021年～現在)：2021年に専利リンク制度の具体的ルールを詳細化し、9か月の待機期間および初回ジェネリック医薬品に対する12か月の市場独占期間を設定した。2023年には、専利期間補償の計算方法および適用条件をさらに明確化した。

二、医薬知的財産権における全プロセスリスク管理体制の構築

1. 立体的知的財産権ポートフォリオ戦略

医薬企業は、研究開発段階に適した知的財産権ポートフォリオモデルを構築し、保護の早期化と保護範囲の拡大を図っている。研究開発プロジェクトの立上げ段階では、研究の重複や侵害リスクを回避するために、包括的な専利調査と分析を実施する必要がある。創薬段階では、リード化合物や創薬ターゲットといった中核的なイノベーションポイントをタイムリーに保護する必要がある。前臨床研究段階では、製剤プロセスや適応症拡大などのポイントをめぐってポートフォリオ化を行う必要がある。さらに、臨床試験および市場投入段階においては、専利ポートフォリオを継続的に整備し、有効な専利障壁を形成すべきである。

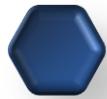
2. 包括的な商標保護システム

医薬企業の商標保護は「中核＋防御」の総合戦略を採用し、多層的な保護システムを構築すべきである。中核保護については、ハウスマークおよび製品商標の関連区分における独占的権利を確保し、他者による冒認出願や混同使用を防ぐ必要がある。防御保護については、関連する区分における登録を検討し、他者による他分野での使用によるブランド価値の希薄化を回避すべきである。また、医薬品の包装・外装デザインに対して著作権登録や不正競争防止法による保護を行うことも、商標保護体系の重要な構成要素である。さらに、越境ECの発展に伴い、企業は海外市場における商標の配置および維持を強化し、国際的な冒認出願や侵害行為を防止する必要がある。

3. 技術秘密の体系的保護

医薬品の研究開発過程で発生する、専利で保護されにくい膨大な専有技術や技術ノウハウに対して、企業は体系的な技術秘密管理制度を構築すべきである。この制度の基盤は、技術秘密を科学的に分類・等級分けし、秘密の重要性および機密性の程度に応じて差別化された保護措置を講じることである。中核技術秘密については、知ることができる範囲を厳格に制限し、階層的なアクセス権限管理を実施すべきである。生産工程パラメータなどの操作情報について





は、物理的隔離や技術的暗号化などの手段により漏洩を防止する必要がある。

4. データ資産のコンプライアンス管理フレームワーク

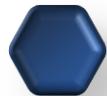
企業は、データの分類・等級分け制度を整備し、データの重要性や機密性に応じて異なる保護措置を講じるべきである。臨床試験データや患者の個人情報などの機微なデータについては、厳格なアクセス制御および暗号化保護を実施する必要がある。また、データのライフサイクル管理制度を構築し、データの収集・保存・利用・廃棄の全過程を規範化する。データの越境移動に関しては、企業はコンプライアンスリスクに特に留意し、データ輸出安全評価メカニズムを確立し、越境データ転送が「個人情報保護法」などの法令要件を満たすことを確保する。

5. 動的な専利リスク監視メカニズム

医薬企業は、潜在的な専利リスクについてタイムリーに識別・対応するため、日常的な専利リスクを監視するメカニズムを構築すべきである。このメカニズムには、競合他社の専利動向の監視、専利が無効となるリスクの定期評価、自由実施(FTO)分析などが含まれる。業界における専利動向を継続的に追跡することで、侵害リスクや他社と協力する機会を迅速に把握できる。また、定期的に専利の安定性分析を実施し、核心専利に対し無効審判が提起される可能性を評価することで、事業判断を支援する。専利リスク監視は、企業の研究開発および経営判断と密接に連動させる必要がある。研究開発の立ち上げ段階では FTO 分析を通じて侵害リスクを回避し、製品市場投入前には包括的な専利調査を実施し、リスク対応策を策定する。潜在的な専利紛争については、無効化手続きや専利ライセンス交渉を含む対応戦略を事前に策定する必要がある。さらに、専利早期警戒メカニズムを構築し、潜在的な専利訴訟に備える対応計画を策定する。

出典：天達共和法律事務所

パートナー弁護士 管水



お問い合わせ

天達共和法律事務所
<http://jp.east-concord.com/>
E-mail : ip@east-concord.com

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階
Tel: (86-21) 5191 7900
Fax: (86-21) 5191 7909
郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 24 階
Tel: (86-755) 2633 8900
Fax: (86-755) 2633 8939
郵便番号: 518026

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴區江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階
Tel: (86-25) 8317 8000
Fax: (86-25) 8317 8111
郵便番号: 210019

北京東城区支所(デジタル化)

住所:北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100007

香港支所

住所:香港湾仔港湾道 26 号華潤大廈 28 楼
2803、2803A 室
Tel: +852 2816 6888
Fax: +852 3797 3835

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100004

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター 28-29 階
Tel: (86-27) 86 27 8860 3060
郵便番号: 430074

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区锦业路 1 号都市
之门 B 座 10709 室
Tel: (86-29) 6886 1913
Fax: (86-29) 6886 1913
郵便番号: 710065

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路
5 号凱華國際中心 39 階
Tel: (86-20) 3885 7515
郵便番号: 510623

バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バ
ンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室
Tel: +1 236 607 0146
Fax: +86 20 2282 9269

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生
命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006
Tel: +81 3 6892 5570